

府中町民間ブロック塀等 撤去工事補助事業のご案内

府中町では、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を設けています。所有者の方は、ブロック塀の安全点検を行い、ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

1. 事前相談

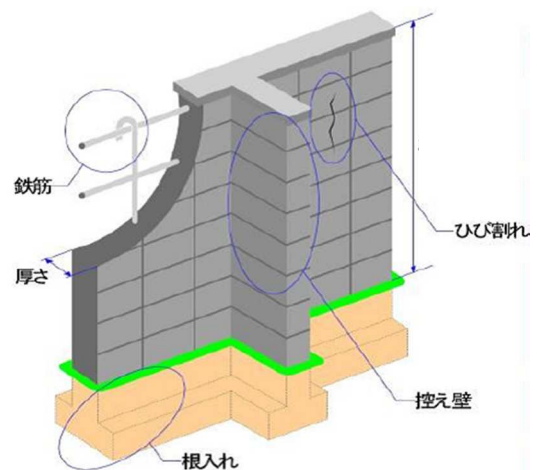
制度を利用する方は、安全基準をご確認いただき、ブロック塀等の状況（全景、傾き、ひび割れ等）のわかる写真をご準備のうえ、**工事の契約前に府中町建築課へご相談ください。**

※ 相談前に工事を実施した場合、補助の対象となりません。

2. 対象となるブロック塀等

次のすべてに該当するブロック塀等

- (1) 不特定の人が通る道に面している
- (2) 安全基準に適合しないなど危険である
- (3) 道からの高さが1mを超えている



コンクリートブロック塀の場合の安全基準

- ① 塀の高さは道から2.2m以下
- ② 塀の厚さは10cm以上（塀の高さが2.0m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- ③ 基礎がある（塀の高さが1.2m超の場合は根入れ深さ30cm以上）
- ④ 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- ⑤ 塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある
- ⑥ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

組積造（れんが、石等）の塀の場合の安全基準

- ① 塀の高さは道から1.2m以下
- ② 塀の厚さは高さの1/10以上
- ③ 基礎がある（根入れ深さ20cm以上）
- ④ 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- ⑤ 塀の厚さが高さの15%未満の場合、塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある

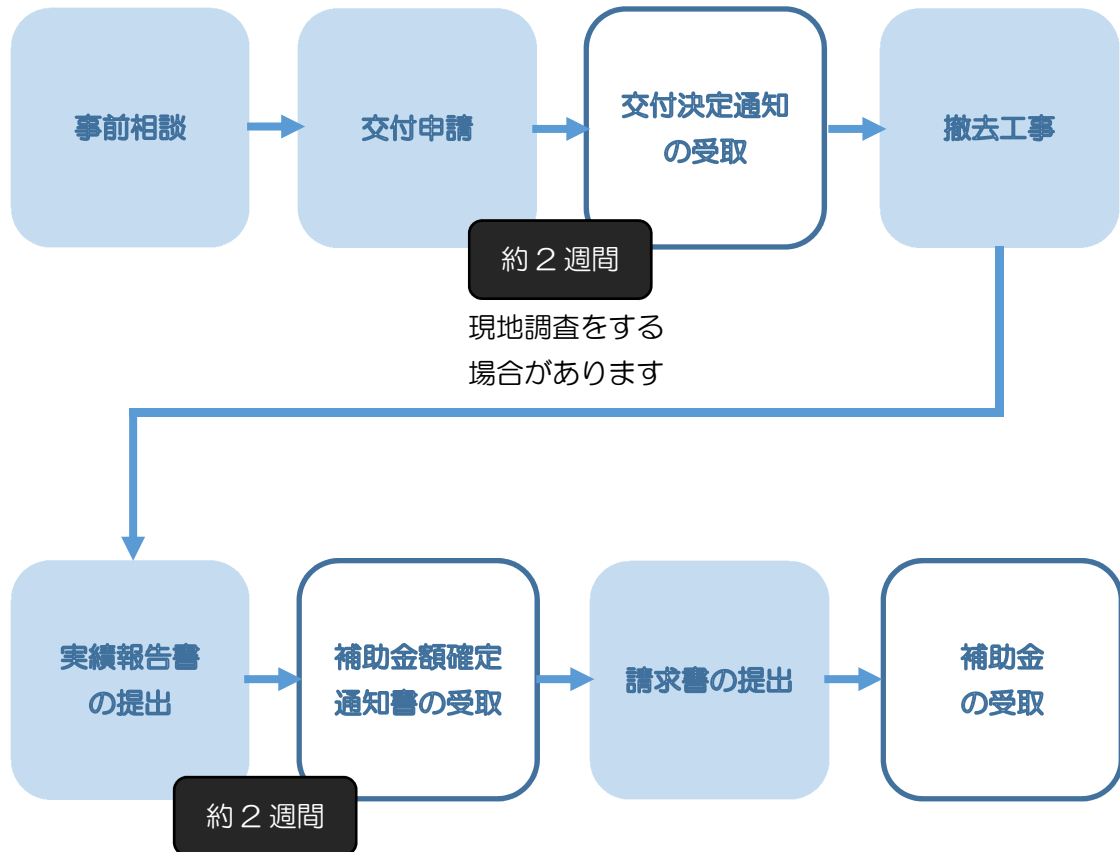
※ 目視により判断できない場合（基礎の状況やブロック塀等の内側に設置されている鉄筋等）、設置当時の施工業者または調査等による確認が必要な場合があります（調査費用は補助の対象となりません）。

3. 補助金額

補助対象経費の2/3（千円未満切り捨て）、**上限は15万円**です。

※1㎡あたりの補助対象経費は、9千円が上限となります。

4. 制度利用の流れ



5. その他注意事項

ブロック塀等を撤去した後、フェンス等構造物を設置される場合は、補助の対象とならないことがあるため、別途ご相談ください。



お問い合わせ先:府中町建設部建築課住宅係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL: 082-286-3174

受付: 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~12:00 13:00~17:15

ホームページ: <http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

※ 申請に関する要綱・様式は府中町のホームページからダウンロードできます。